

# 夏は生ごみの出し方に注意

— 生ごみの減量化をお願いします —

家庭から出る生ごみの約 **80% は水分**

特に夏の時期は、水分を多く含む生ごみが多くなりがちです。生ごみの水切りをすることで重量の約10%減量することができ、ごみの減量だけではなく、臭気対策にもなります。また、水分が少なくなることによって焼却施設の負担軽減になり、処理経費の軽減にもつながります。家庭でできる身近なごみ減量にご協力をお願いします。



## ステップ1 出さない

- 食材を買いすぎない  
(野菜などを丸ごと買って腐らせてしまうことはないですか。工夫としてカット野菜を利用してみては。)
- 食べ残さない  
(料理を食べ残さないことが、生ごみを出さない基本です。出された料理は好き嫌いせずに食べましょう。)



## ステップ2 水切りを徹底

- 使えない部分を分けて洗おう。  
(野菜などを調理する場合、不要となる部分をあらかじめ取り除き、直接ごみ袋へ入れて必要な部分だけ洗いまししょう。)
- 水切りネットを活用し  
(濡れた生ごみを水切りするだけで約10%の減量ができます。)



## ステップ3 リサイクル

- 機械式生ごみ処理機の活用  
(生ごみの堆肥化や減量化をします。屋内でできるので、雨の日や寒いときでも続けることができます。)
- EMぼかし菌の活用  
(密閉式容器を購入し、水切りした生ごみを入れEMぼかし菌をふりかけ堆肥を作ります。)
- コンポスターの活用  
(庭に直接設置でき、水切りした生ごみを入れて土などを混ぜ堆肥にします。)



◇EMぼかし菌の利用登録や生ごみ処理機、コンポスターの購入補助については、事前に市役所までご連絡ください。

### <20歳から 60歳未満のすべての人は公的年金の加入が義務>

## 国民年金の保険料免除・納付猶予申請



平成 27 年度月額  
**15,590 円**

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166  
日本年金機構のホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人は、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。保険料を納めないままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときに障害基礎年金・遺族基礎年金を受けとることができない場合があります。

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料免除・納付猶予ができます。

保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請してください。

	学生納付特例	若年者納付猶予	全額免除・一部納付 (一部免除)
対象	20 歳以上の学生	20 歳～ 30 歳未満の人	20 歳～ 60 歳未満の人
免除期間	平成 27 年 4 月から 平成 28 年 3 月	平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月	
受付期間	平成 29 年 5 月 31 日 (水) まで	平成 27 年 7 月 1 日 (水) から平成 29 年 8 月 31 日 (木) まで	
申請方法	申請先 市役所国保年金課 (伊豆長岡庁舎)、または各支所市民課 持ち物 ①年金手帳 ②認め印 (本人が署名する場合は不要) ③学生の場合は学生証のコピー (両面)、または在学証明書 ④失業した人は雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票 (いずれもコピー可) 申請に関する問合せ先 ☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905		

平成 26 年 4 月から 2 年 1 カ月 遡って申請することができるようになりました。

### 報告します！平成 26 年度の利用状況

## 情報公開・個人情報保護

平成 26 年度中における市の情報公開制度、個人情報保護制度の利用状況は、次のとおりです。

### 1. 情報公開制度 (公文書開示)

『情報公開制度』は、市民の皆さんの知る権利を尊重し、市の諸活動に関する情報を公開することにより、皆さんの市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を推進することを目的としています。

【1】実施機関別公文書の開示の利用状況 (単位: 件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	31	1	21	8	0	0	1	0
議会	2	0	2	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	3	0	3	0	0	0	0	0
小計	36	1	26	8	0	0	1	0

\*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

### 2. 個人情報保護制度

『個人情報保護制度』は、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

【1】実施機関別保有個人情報の開示の利用状況 (単位: 件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	5	0	5	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	5	0	5	0	0	0	0	0

\*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

【2】保有個人情報訂正請求は、ありませんでした。

【3】保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

### 3. 不服申し立て状況

不開示決定に対する不服申し立てはありませんでした。

公文書の開示、または市が保有する市民の皆さんの個人情報 (請求者本人の情報に限る。) の開示などを請求される人はお問い合わせください。

☎ 市役所総務課 ☎ 055-948-1411